

青森県子ども読書活動推進計画 (第四次)

令和2年2月
青森県教育委員会

計画の策定にあたって

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

青森県教育委員会では、近年のグローバル化や情報化の進展など変化の激しい時代において、子どもたちが将来社会人・職業人として自立し、価値観の異なる様々な人々とのコミュニケーションをとり、ともに地域社会を形成していくためには、子どもの読書活動の推進は極めて大切であると考え、平成16年に「青森県子ども読書活動推進計画」、平成22年には「同計画（第二次）」、平成27年には「同計画（第三次）」を策定し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を通して、子どもの読書活動の推進を図って参りました。

これまでの成果として、市町村において子ども読書活動推進計画の策定が進められてきたこと、ブックスタートの実施率の増加や公立図書館における児童コーナーの設置など住民のニーズに合わせた様々なサービスの充実が図られてきたことにより、乳幼児期から読書に親しむ機会が増えてきたこと、子どもの読書活動の大切さについて理解を深める機会が増えてきたことなどが挙げられます。

この「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」は、令和2年度から5年間の子どもの読書活動推進の基本的な方向を示すもので、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安としているものです。県教育委員会では、本計画に基づき、引き続き市町村や読書関係団体等の県民の皆様と連携しながら子どもの読書活動の推進に取り組むこととしておりますので、関係者並びに県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、様々な御提言や御意見をいただきました青森県子ども読書活動推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様にお礼を申し上げます。

令和2年2月

青森県教育委員会

教育長 和 嶋 延 寿

目 次

第1章 計画策定について…………… 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 経緯
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

第2章 本県における取組と課題…………… 4

1 本県における取組と評価…………… 4

(1) 県推進計画（第三次）における数値目標に基づく評価

- ① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する評価
- ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実にに関する評価
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する評価

(2) 取組と評価

- ① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- ② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

【参考】県推進計画（第三次）期間中の主な県の取組

2 本県の課題…………… 12

- (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消
- (2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透
- (3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援
- (4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力
- (5) 不読率の改善

青森県子ども読書活動推進計画（第四次）体系図…………… 14

第3章 基本方針…………… 15

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

第4章 子どもの読書活動の推進方策…………… 16

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進…………… 17

1 家庭における子どもの読書の機会の充実…………… 17

2 地域における子どもの読書の機会の充実…………… 17

3 学校等における子どもの読書の機会の充実…………… 18

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実…………… 21

1 地域における環境の整備・充実…………… 21

(1) 図書館等に求められること

(2) ボランティア、民間団体・企業に求められること

2 学校における環境の整備・充実…………… 24

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

(2) 幼稚園・保育所等の環境整備

(3) 学校図書館の機能の整備・充実

(4) 図書の整備・充実

(5) 情報化の促進

(6) 司書教諭を中心とした教職員間の協力

(7) 学校司書の配置

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発…………… 27

1 子どもの読書活動に関する啓発の推進…………… 27

2 優れた取組に関する情報収集と情報提供…………… 28

3 優良な図書の普及…………… 28

第5章 計画の評価…………… 29

1 計画の評価…………… 29

2 評価の指針と数値目標…………… 29

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する指針

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する指針

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する指針

3 計画の推進に向けて…………… 32

[資料編]

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、未来をつくる子どもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動をするためには、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していかなければなりません。

県は、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定して以来、これまで第二次計画、第三次計画を策定し、子どもの読書活動推進のための様々な取組を行ってきました。また、多くの市町村においても子ども読書活動推進計画（以下「市町村推進計画」という。）が策定され、地域に根差した読書活動が行われてきています。しかし、課題も多く、計画策定時に目指したものが十分実施できたとは言い難い部分もあります。

このため、本県の第一次から第三次までの県推進計画の理念を継承しつつ、これまでの情勢の進展と県の取組と課題を踏まえ、ここに新たな県推進計画を策定するものです。

2 経緯

子どもの読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向は、次のとおりです。

年月	国・県	内 容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律 公布・施行 〔・子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。 ・4月23日を「子ども読書の日」と定める。〕
平成14年 8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成16年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年 7月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法 改正 〔・家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれる。〕
平成19年 6月	国	学校教育法 改正 〔・義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。〕

年月	国・県	内 容
平成20年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定 学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） 〔・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。 ・幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。〕
8月	国	図書館法 改正 〔・図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。〕
平成21年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校、特別支援学校） 〔・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。〕
平成22年	国	「国民読書年」の取組開始 〔・「国民読書年に関する決議」（平成20年6月、国会決議）による。〕
平成22年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第二次）策定
平成23年 4月	国	学習指導要領全面実施（小学校及び特別支援学校小学部）
平成24年 4月	国	学習指導要領全面実施（中学校及び特別支援学校中学部）
12月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年 4月	国	学習指導要領全面実施（高等学校及び特別支援学校高等部） ※数学・理科は平成24年度から。
5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年 6月	国	学校図書館法 改正 〔・学校に学校司書を置くよう努めなければならないことが定められる。〕
平成27年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第三次）策定
平成28年10月	国	これからの学校図書館の整備充実について（報告）
11月	国	学校図書館ガイドライン、学校司書モデルカリキュラムの作成 〔・学校図書館ガイドラインでは、学校図書館の運営上の重要な事項について示されている。 ・学校司書モデルカリキュラムでは、学校司書に求められる専門的知識・技能を習得できる望ましい科目や単位数等が示されている。〕

年月	国・県	内 容
平成29年 3月	国	学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） ・言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することを定めている。 ※小学校は令和2年4月から、中学校は令和3年4月から全面実施（予定）
4月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校幼稚部・特別支援学校小学部・中学部） ※小学部は令和2年4月から、中学部は令和3年4月から全面実施（予定）
平成30年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校） ※令和4年4月から年次進行で実施（予定）
4月	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定 学習指導要領等全面実施（幼稚園及び特別支援学校幼稚部）
平成31年 2月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校高等部） ※令和4年4月から年次進行で実施（予定）

3 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

5 計画の構成

本計画は、第1章「計画策定について」、第2章「本県における取組と課題」、第3章「基本方針」、第4章「子どもの読書活動の推進方策」、第5章「計画の評価」の全5章で構成されています。

第2章 本県における取組と課題

1 本県における取組と評価

(1) 県推進計画（第三次）における数値目標に基づく評価

県推進計画（第三次）では、計画期間における計画内容の進捗状況を把握するため、指針及び数値目標を設定しています。ここでは、その達成状況について評価します。

① 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進に関する評価

[指針1-1] 保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期から子どもが本に触れることができる環境が整っているか。

《数値目標》 市町村におけるブックスタート実施率

[実施している市町村数/40市町村]

62.5%【H25】 → 75.0%【H30】 ※R1 目標値：80%

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

乳幼児健診時等におけるブックスタート^{*1}を実施している市町村の割合は、平成25年度は62.5%（25市町村）、平成30年度は75.0%（30市町村）であり、12.5ポイント（5市町村）増えていますが、令和元年度の目標値に達していません。

[指針1-2] 子どもの不読率^{*2}の改善に向けた取組が進んでいるか。

《数値目標》 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合

小学校 9.5%【H25】 → 11.3%【H30】 ※R1 目標値：5.0%

中学校 22.7%【H25】 → 20.1%【H30】 ※R1 目標値：11.5%

※H25は全国学力・学習状況調査結果、H30は県青少年の意識に関する調査結果である。

※H26以降に全国学力・学習状況調査に本数値目標の調査項目が無くなったため、H30は県青少年の意識に関する調査の調査項目の数値とした。

※本数値はH25とH30の数値が違う調査のため参考として記載した。

(文部科学省による「全国学力・学習状況調査」)

(県環境生活部青少年・男女共同参画課による「青少年の意識に関する調査」)

子どもの不読率は、平成25年度は小学校9.5%、中学校22.7%、平成30年度は小学校11.3%、中学校20.1%で、小学校では1.8ポイント増えており、中学校では2.6ポイント減っているものの、いずれも令和元年度の目標値には達していません。

*1 ブックスタート

乳幼児健診時等に、絵本をプレゼントし、乳幼児とその保護者が絵本を介して触れ合う時間の大切さを伝える活動。

*2 不読率

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。

[指針 1-3] 市町村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

《数値目標》 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40 市町村]

72.5%【H25】 → 77.5%【H30】 ※R1 目標値：100%

(文部科学省による『子供読書活動推進計画』策定状況調査)

本県の市町村推進計画の策定率は、平成 25 年度は 72.5% (29 市町村)、平成 30 年度は 77.5% (31 市町村) で 5.0 ポイント増えていますが、令和元年度の目標値や平成 30 年度の全国平均 (80.3%) を下回っています。

また、「策定中」、「策定を検討中」、「策定の予定がない」と回答している町村が 9 町村あるなど、取組に差が見られます。

② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する評価

[指針 2-1] 公立図書館等（公民館図書室等を含む。）が利用されているか。

《数値目標》 公立図書館等における児童書の貸出冊数

718,108 冊【H25】 → 930,831 冊【H29】 ※R1 目標値：900,000 冊

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

平成 29 年度の本県の公立図書館等における児童書の貸出冊数は、平成 25 年度に比べ増えており、令和元年度の目標値を上回っています。

[指針 2-2] 公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

《数値目標》 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40 市町村]

72.5%【H25】 → 67.5%【H29】 ※R1 目標値：100%

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

ボランティアと連携している公立図書館等は、平成 25 年度の 72.5% (29 市町村) に比べ、平成 29 年度は 67.5% (27 市町村) と 5.0 ポイント減っており、令和元年度の目標値を下回っています。

[指針 2-3] 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館図書標準^{*3}の達成率

小学校 31.8%【H24】 → 45.8%【H28】 ※R1 目標値：50%
中学校 23.3%【H24】 → 36.3%【H28】 ※R1 目標値：40%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館図書標準の達成率については、平成 28 年度は小学校 45.8%、中学校 36.3%であり、平成 24 年度より小学校は 14.0 ポイント、中学校は 13.0 ポイント増えていますが、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 66.4%、中学校 55.3%）を下回っています。

[指針 2-4] 公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

《数値目標》 公立図書館等と連携する学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

小学校 55.6%【H24】 → 56.3%【H28】 ※R1 目標値：70%
中学校 14.5%【H24】 → 19.4%【H28】 ※R1 目標値：20%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

公立図書館等と連携している学校図書館の割合は、平成 24 年度では小学校 55.6%、中学校 14.5%、平成 28 年度では小学校 56.3%、中学校 19.4%であり、小学校は 0.7 ポイント、中学校は 4.9 ポイント増えています。

しかし、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 82.2%、中学校 57.5%）を下回っています。

[指針 2-5] 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

《数値目標》 ボランティアと連携している学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

小学校 65.5%【H24】 → 76.7%【H28】 ※R1 目標値：75%
中学校 17.6%【H24】 → 15.6%【H28】 ※R1 目標値：30%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

*3 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

保護者や地域のボランティアと連携している学校の割合は、平成 24 年度では小学校 65.5%、中学校 17.6%、平成 28 年度では小学校 76.7%、中学校 15.6%であり、小学校は 11.2 ポイント増えていますが、中学校は 2.0 ポイント減っています。また、小学校では、令和元年度の目標値を上回っていますが、平成 28 年度の全国平均（小学校 81.4%）を下回っています。中学校では、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（中学校 30.0%）を下回っています。

〔指針 2－6〕 学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率

[実施学校数／県内全学校数]

小学校 54.7%【H24】 → 61.8%【H28】 ※R1 目標値：70%

中学校 53.9%【H24】 → 53.1%【H28】 ※R1 目標値：70%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館における図書情報をデータベース化している学校の割合は、平成 24 年度では小学校で 54.7%、中学校で 53.9%、平成 28 年度では小学校 61.8%、中学校 53.1%であり、小学校は 7.1 ポイント増えていますが、中学校は 0.8 ポイント減っています。また、小学校及び中学校ともに、令和元年度の目標値や平成 28 年度の全国平均（小学校 73.9%、中学校 72.7%）を下回っています。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する評価

〔指針 3－1〕 子どもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組が実施されているか。

《数値目標》 子どもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率

[実施している市町村数／40 市町村]

32.5%【H25】 → 60.0%【H30】 ※R1 目標値：50%

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

保護者の意識啓発を図る取組を実施している市町村は、平成 25 年度は 32.5%（13 市町村）、平成 30 年度は 60.0%（24 市町村）であり、27.5 ポイント増えており、令和元年度の目標値を上回っています。

(2) 取組と評価

第三次計画期間中における県及び各地域での取組について、第三次計画の基本方針をもとに評価しました。

① 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

ブックスタートの実施率の増加や保護者対象の研修会の実施、図書館における児童コーナーの設置等、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組が進められています。

また、子どもの読書活動を推進するために、市町村推進計画の策定や改定も進められています。今後も、策定していない市町村に対して、計画策定に向けた支援を進めていく必要があります。

また、平成28年度、30年度に県で実施した「青少年の意識に関する調査」では、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて不読率が高くなっており、大きな課題となっています。このため、家庭・地域・学校が連携し、社会全体で不読率の改善に向けた取組を推進していく必要があります。

② 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

公立図書館等における児童書の貸出冊数については、公立図書館の新設や新館への移転があったこと、住民のニーズに合わせた様々なサービスの充実を図ってきたこと及び各館が相互に連携・協力を進めてきたことにより、貸出冊数の増加へとつながっています。

しかし、公立図書館等とボランティアとの連携については、平成25年度に比べて、平成29年度は減っています。公立図書館等とボランティアとの間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有され、連携して活発に活動していけるように引き続き支援をしていく必要があります。

また、学校図書館図書標準の達成率や公立図書館等と連携する学校の割合は、小・中学校とも増えていますが、学校図書館における図書情報のデータベース化の割合やボランティアと連携している学校の割合は、中学校においては減っています。このため、学校における子どもの読書活動を支える保護者やボランティアとの連携を更に進めていくとともに、公立図書館と学校との連携も更に促進する必要があります。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

多くの市町村では、乳幼児健診時等でのブックスタートや図書館のおはなし会等の様々な場面での読み聞かせ活動や保護者向けの研修会などの活動を通して、子どもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組を行っています。

県では、関係機関、団体等と連携し、乳幼児期から小学生までの読書に親しめるような本や子どもに読ませたい本のリストを啓発小冊子にまとめ、紹

介してきました。平成 29 年度には、啓発小冊子の改訂版を作成し、ブックスタート事業や保護者研修会等において活用されています。

また、子どもの読書活動推進大会（10 ページ参照）は、子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるための手立てやその推進方策について、情報の共有等を図る場となっています。

今後も、市町村や図書館、幼稚園や保育所等、学校、企業、団体等と連携して、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発を進めていく必要があります。

【参考】県推進計画（第三次）期間中の主な県の取組

- 「親子ふれあい読書アドバイザー^{*4}」の新規養成及び読み聞かせ実践者のスキルアップ
・「親子ふれあい読書アドバイザー」の新規養成と読み聞かせ実践者のスキルアップを図るための研修会を開催。青森県読書団体連絡協議会へ委託し、県内6地区で開催。
（主管：生涯学習課）
- 地域における読み聞かせボランティア活動の推進（平成27年度～平成29年度）
・学校における読み聞かせ活動とボランティアの活用促進を図るため、教職員や保護者、放課後子ども教室・児童クラブ関係者、学校のボランティア関係者等を対象に読み聞かせの効果や家庭での読み聞かせの大切さについて理解を深めるための研修会を開催。
（主管：生涯学習課）
- 啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」の活用促進
・乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さを伝えるため、研修会やブックスタート等での啓発小冊子の活用を促進。（主管：生涯学習課）
- 図書委員研修会の開催（平成27年度～平成28年度）
・高校生読書活動の推進のため、青森県高等学校教育研究会図書館部会等と共催し、各学校の図書委員や学校図書館担当教職員を対象とした研修会を開催。（主管：生涯学習課）
- あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』
・仲間や友だちなどに薦めたい本の紹介文を募集し、秀逸な紹介文を選び表彰するとともにホームページ等で紹介。（主管：生涯学習課）
- 子どもの読書活動推進大会の開催
・子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるため、一般県民及び子どもの読書活動推進の関係者が情報の共有を図る大会を開催。（主管：生涯学習課）
- おはなし会
・読み聞かせボランティアと図書館職員による絵本の読み聞かせやブックトークを実施。
・子どもと本をつなげるため、科学やいろいろな仕事、スポーツなどについて、実験や交流体験を通じて興味を深める催しを開催。（主管：県立図書館）

*4 親子ふれあい読書アドバイザー

幼稚園や保育所、小学校等で開催する保護者向け研修会等において、啓発小冊子の説明や読み聞かせを行い、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて伝えている。

○図書の貸出

- ・市町村立図書館等に、県立図書館が所蔵する資料（「協力用図書」）を一括貸出。
- ・市町村立図書館等に、幼児・児童用の図書セット、ブックトークセット、ミニセットを貸出。
- ・学校図書館等に、テーマ別図書セット、高等学校向け図書セット、ブックトークセット、ミニセットを貸出。（主管：県立図書館）

○学校図書館アシスト事業プラス

- ・図書館職員が学校を訪問し、学校図書館が抱える疑問などを解決するための具体的な助言及び情報提供を実施。（主管：県立図書館）

○児童室における読書活動支援

- ・永く読み継がれてきた絵本約 400 冊を『ののっこ』コーナーとして常設し、子育て世代の読み聞かせ等の読書活動を支援。
- ・郷土の児童作家の資料を『ねねっこ』コーナーとして常設し、子どもたちのより身近な郷土と読書への興味関心を醸成。（主管：県立図書館）

○学校図書館シンポジウム

- ・学校図書館の役割と可能性を探り、学校図書館づくりと活用について考えるシンポジウムを開催。（主管：学校教育課、県立図書館）

○学校図書館活動支援事業

- ・学校図書館の運営の改善及び機能向上により、授業等での積極的な活用を促進するため、県立高等学校に学校図書館サポーターを配置する。配置人数：県立高等学校 6 名（主管：教職員課）

2 本県の課題

本県における子どもの読書活動を推進する上での課題として、次の5つが挙げられます。

(1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。公立図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月文部科学省告示第172号）を踏まえ、子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう求められています。

しかし、本県の公立図書館の設置率は、平成31年4月現在57.5%であり、図書館未設置は17市町村となっています。このため、公立図書館機能のより一層の強化と図書館未設置市町村の解消が引き続き課題となっています。

(2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの心の成長を促すよう乳幼児期のスキンシップや遊びを通じた親子関係を作る取組や、乳幼児期から家庭において読書に対する興味や関心を引き出すような取組が重要です。

このため、ボランティアとの連携・協働による幼稚園・保育所等における保護者向け研修会等の場を活用し、乳幼児期からの読み聞かせの大切さについて保護者への意識啓発を図る取組の普及や、市町村におけるブックスタート等の実施率の向上が引き続き課題となっています。

(3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援

県は、読書関係団体と連携して読み聞かせ研修会等を開催し、読み聞かせボランティアの育成と活動者の連携の促進に努めてきました。また、高校生による読み聞かせボランティア等の活動も実施されてきています。

今後は更に幅広い世代のボランティアが育成されることが望まれます。また、活動を希望するボランティアと受け入れを希望する施設・機関との情報共有や連絡調整を効果的に行うことができるようコーディネート機能の充実が求められます。

(4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、子どもの自由な読書活動や読書指導の場である学校図書館の「読書センター」としての機能と、子どもの学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、子どもや教職員の情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能が期待されています。

このため、学校図書館の蔵書の更なる充実とともに公立図書館やボランティア

との連携などにより、学校図書館の機能の強化をより一層図っていくことが求められます。

また、学校図書館活動の充実を図るために、学校司書の配置が求められていますが、本県の配置率は、平成 28 年度の時点で小学校 5.5%、中学校 3.8%と全国平均（小学校 59.3%、中学校 57.3%）を下回っていると同時に、学校段階が進むにつれて、不読率が高くなる傾向があるため、学校図書館の更なる充実が求められます。

また、学校図書館が図書館としての基本的機能を発揮するために、公立図書館において、学校図書館への図書の貸出や調べ学習のための協力に加え、分類、配架、書架の配置、さらには蔵書管理、レファレンス・サービス^{*5}などについて、総合的な支援と連携を更に進めていくことが求められています。

（５）不読率の改善

県では、社会全体で子どもの読書活動を推進するために、様々な取組を進めていますが、平成 30 年度に本県で実施した「青少年の意識に関する調査」（小学校 6 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生を対象）によると、1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学校 11.3%、中学校 20.1%、高等学校 43.6%となっており、学校段階が進むにつれて不読率が高くなっています。また、1 日（学校の授業以外）に全く読書をしない児童生徒の割合は、小学校 15.6%、中学校 22.4%、高等学校 40.2%となっています。

一方、平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査（小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象）の児童・生徒質問紙の回答集計結果によると、1 日当たり（授業時間以外、平日月曜日から金曜日）全く読書をしない児童生徒は、小学校 16.1%、中学校 28.2%となっています。

この 2 つの調査結果から、中学校においては、学年が上がるにつれて不読率が高くなる傾向が見られます。

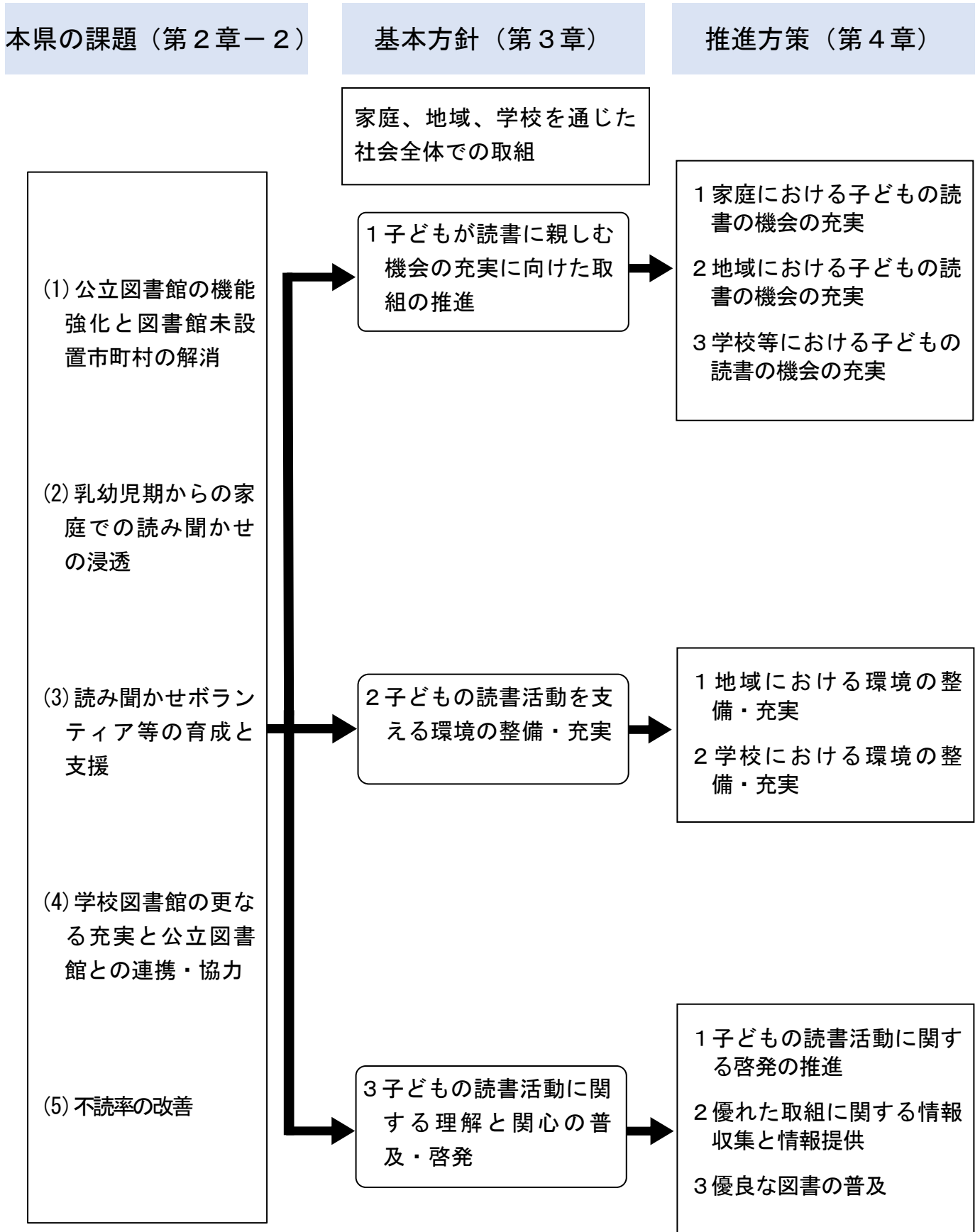
文部科学省が実施した「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（平成 28 年度）によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されます。本県でも、同じような状況であると考えられるため、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組や子どもの読書への関心を高める取組などを実施していく必要があります。

子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に影響を及ぼすことを考えると、特に、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが今後の大きな課題となっています。

*5 レファレンス・サービス

図書館利用者が調査・研究等を目的として求める情報や資料などを、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・調査し、提供・回答するサービス。

青森県子ども読書活動推進計画（第四次）体系図



第3章 基本方針

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるための基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、情報通信技術（ICT）の発達により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられています。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。

このような観点から、県は第2章で示した課題を踏まえ、次の基本方針の下、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校において、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけ、読書への関心を高めていけるような読書に親しむ機会を提供する必要があります。

そのため、県は、家庭・地域・学校のそれぞれの役割を明確にし、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた社会全体での取組の推進に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しめる環境を身近に整えることが必要です。

そのため、県は、子どもの読書活動に資する施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。また、各施設間及びボランティア等との連携・支援を進めるとともに、地域において格差が生じぬよう各市町村への働きかけに努めます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、特に、保護者、教職員、保育士等子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもは、絵本や昔話等の読み聞かせを通じて、また、読書をする大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。

そのため、県は、広く県民が子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を行うことが重要です。

そのためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として以下のような傾向があるとの指摘^{*6}を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭・地域・学校において取組が進められることが重要です。

① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

県では、第3章で掲げた「基本方針」1～3に基づき、発達段階に応じた子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取組を進めます。

*6 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進

1 家庭における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。子どもが読書に親しみ、自主的に読書活動を進め、読書習慣を身に付けるために、家庭の役割は極めて重要です。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。そして、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、家族の絆（きずな）を深め、読書が生活の中に位置付けられるような取組を推進することが大切です。

また、育児環境が大きく変化している今日、祖父母による子どもの読書活動への関わりも考慮する必要があります。

県の取組

① 家庭における読書を推進します。

図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（幼稚園や保育所等、学校、児童館、病院、保健所・保健センター等）、民間企業等との連携により、乳幼児期から絵本等に触れる機会の充実に努め、家庭での読み聞かせを推進します。

また、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う「家読^{うちどく}」を推進します。

② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供を市町村に働きかけます。

乳幼児健診等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティア等が保健所・保健センターと連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場（ブックスタート等）を提供できるよう市町村へ働きかけます。

③ 読書習慣定着のため、家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信に努めます。

小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて不読率が高くなる傾向が見られます。家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭及び祖父母に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

2 地域における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書活動を推進するためには、地域の中で身近に本に親しむことができる図書館が重要な役割を果たしています。図書館は、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知

ることができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所です。そのため、全市町村に図書館が設置され、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。また、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、発達段階に応じた様々な取組を積極的に行うことなどが大切です。

県の取組

① 図書館未設置市町村の解消に努めます。

図書館未設置の市町村に対して、図書館設置についての助言を行います。

② 全市町村での市町村推進計画の策定に努めます。

計画的に子どもの読書活動を推進するため、策定が進んでいない市町村に積極的に働きかけ、全市町村で市町村推進計画が策定されるよう指導・助言に努めます。

③ ボランティア等との連携・協力を努めます。

図書館等において実施される読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティア等との連携・協力を努めます。

④ 読書活動の推進に関する情報提供を行います。

読み聞かせボランティア等と連携して、幼稚園・保育所等・学校の求めに応じて、研修会やおはなし会の講師を斡旋するとともに、子どもの発達段階に応じた効果的な取組や読書への関心を高める取組等の子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

3 学校等における子どもの読書の機会の充実

学校（幼稚園・保育所等含む。）は、子どもが多く時間を過ごし、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。幼稚園・保育所等においては、乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるように、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。あわせて、保護者に対しても読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが求められます。

また、小学校・中学校・高等学校においては、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

特に、高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられています。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。

また、本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものです。

このほか、小・中学生が幼稚園や保育所等の乳幼児に読み聞かせを行ったり、高校生が小・中学生に様々な分野の図書に触れる活動等を教えたりするなどの異年齢交流も有効です。

こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけをつくり、本の理解を深めることにつなげていくことが求められています。

さらに、学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

様々な図書に触れる機会を確保する具体的な取組には、次のようなことが考えられます。

○全校一斉の読書活動（「朝の読書」等）

○推薦図書コーナーの設置

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定

○子ども同士で図書を紹介し合う活動や様々な分野の図書に触れる活動等
《主な取組事例》

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・図書委員、子ども司書、読書コンシェルジュ等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもとの読書のきっかけを作り出すものである。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

県の取組

① 様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

全校一斉の読書活動（「朝の読書」等）など、学校において子どもが様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

② 県内の中学生・高校生を対象とした本の推奨活動を行います。

県内の中学生や高校生を対象とした仲間や友だちなどに薦めたい本の紹介文を募集するコンクールを実施し、読書意欲の向上と自主的な読書活動を促します。

③ 子ども同士で図書を紹介し合う活動等の情報提供を行います。

子ども同士が図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動等に関する取組や資料等について、各学校や市町村に情報提供を行います。

④ 学校関係団体等と連携した取組を進めます。

子どもの読書活動を推進するため、学校関係団体等と連携し、子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組を検討します。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

1 地域における環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに豊富な蔵書が整備されている必要があります。

また、読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、学校図書館の活発な活動を支えたりするとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。絵本、児童・青少年用図書を提供する書店等の民間企業も子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。

そこで、地域における子どもの読書環境の整備・充実のためには、図書館等やボランティア及び読書に関わる団体に次のことが求められます。

(1) 図書館等に求められること

① 図書の整備・充実

子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択することができるよう、豊富で多様な図書を整備していく必要があります。

図書の整備については、計画的に進めるとともに、県立図書館が市町村立図書館等に対し行っている、住民向け貸出の蔵書支援を目的とする「協力用図書」の一括貸出を活用することも有効です。

② 貸出サービス体制の整備・充実

図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供するために、学校図書館や移動図書館など様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、活用していく必要があります。

③ 図書館等の情報化

地域における子どもの読書活動を推進するためには、児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や、おはなし会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要です。

また、図書館のホームページやソーシャルメディアの活用など、インターネットを活用した情報発信の充実も求められています。

さらに、来館者が利用できるコンピューターの設置やインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができます。全ての図書館において、これらの設備

やサービスが設置及び導入されるよう求められています。

④ 児童室等の整備

子どもにとって図書館等をより利用しやすいものとするためには、児童室や絵本コーナーを整備するとともに、子ども専用の検索機や貸出し・相談カウンターを設けるなどの工夫をする必要があります。

⑤ 司書及び司書補の配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

また、公立図書館等と学校図書館の連携・協力においても積極的な役割を果たすことが期待されていることから、司書の重要性について認識を深め、司書及び司書補の配置を行い、地域のニーズに対応していくことが必要です。

⑥ 職員研修の充実

司書及び司書補だけでなく、その他の図書館等の職員においても、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等が求められることから、職員研修の充実を図ることが必要です。

⑦ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害に応じた図書の充実を図るとともに、障害のある子どもが利用しやすい環境を整備していくことが必要です。

⑧ 運営の状況に関する評価等の実施

子どもやその保護者をはじめとする利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するために、子どもの読書活動の推進に関する運営の目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検及び評価を行うことが必要です。その際、図書館の事業に関して学識経験者、図書館の利用者、住民などによる点検及び評価が行われることが求められています。

① 図書館の設置・運営についての助言に努めます。

県立図書館は、市町村に対し、図書館設置や図書館運営についての助言を行います。

② 図書館等との連携・協力を努めます。

県立図書館は、児童図書等の貸出や市町村立図書館等から寄せられるレファレンスへの回答、図書館等との相互貸借や連携・協力の推進に努めます。

③ 子どもに対するサービスの充実を図ります。

県立図書館は、子どもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、図書コーナーの設置、おはなし会の開催、利用案内やレファレンス・サービス、読書相談等に努めます。

④ 図書館に関する情報の収集に努めます。

県立図書館は、図書館に関する情報の収集、全国的な動向の把握に努め、司書及びその他の職員が専門的知識・技術を習得するため、研修等に派遣するとともに、県内の市町村立図書館等や学校図書館でのサービスが充実するよう、関係者を対象とした研修の充実を図ります。

⑤ 目標の設定、点検、評価を行います。

県立図書館は、子どもの読書活動の推進に関する運営の目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検及び評価を行うとともに、市町村立図書館等に対しても働きかけます。

(2) ボランティア、民間団体・企業に求められること

① 情報の共有

ボランティア等が地域で活発に活動するためには、ボランティアとそれを受け入れる幼稚園・保育所等、学校、公立図書館、民間企業等との間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有されることが大切です。

② 資質・能力の向上

ボランティア等が資質や能力を向上させるためには、図書館等で開催される研修会への参加だけでなく、自主的な企画による研修会や交流会の開催、ボランティア同士の連携やネットワークの形成など、それぞれが持つ知識や経験、ノウハウを生かしながら相互に高めあっていく取組が必要です。

③ パートナーシップ^{*7}による取組の推進

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動に資する施設や関係者が、パートナーシップのもと、それぞれの機能や技能を生かし合いながら取り組むことが必要です。

2 学校における環境の整備・充実

学校においては、子どもが自由に読書を楽しむだけでなく、多様な図書に触れ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備する必要があります。また、学習指導要領にも示されているとおり、学校では言語活動を充実するとともに、学校図書館を計画的に利活用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

このように、学校において全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められます。

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動の充実のためには、保護者やボランティアの協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク活動、学校図書館の整備など、学校と地域が一体となって読書活動を推進していくことが必要です。

また、学校においては、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」の一つとして、学校図書館の蔵書整理や運営補助、読み聞かせ等の支援を受けることや放課後子ども教室等においては、読書に親しむ取組を積極的に取り入れてもらうことなど、子どもの読書活動の充実を図ることも有効です。

(2) 幼稚園・保育所等の環境整備

① 図書と図書に触れるスペースの整備

乳幼児が安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図ることが必要です。また、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することが必要です。

*7 パートナーシップ

対等な関係（従属的、依存的でない関係）において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組むこと

② 研修会の開催

職員や保護者が子どもの読書活動についての理解を深めるためには、研修会等で乳幼児期からの読書の大切さについて話を聞くことや、読み聞かせの実演に子どもと一緒に触れることが必要です。

③ ボランティア等との連携

子どもの読書活動の推進のための様々なノウハウや知識・経験を活用し、一層の効果を得るためには、幼稚園・保育所等が単独で取り組むだけでなく、読み聞かせボランティア等との連携や公立図書館等の支援が必要です。

(3) 学校図書館の機能の整備・充実

学校図書館は、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が求められています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月 文部科学省)を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り子どもや教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることも重要です。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって教職員、学校司書、ボランティア等が連携するとともに、公立図書館の協力を得るなど、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

(4) 図書の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。このため、各学校において自校の図書の充実に取り組むとともに、他校の学校図書館や公立図書館等との連携を進めることも必要です。

(5) 情報化の促進

学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書情報をデータベース化し、インターネット等を活用して情報の共有化を進めることにより、他校の学校図書館や公立図書館等との相互検索が可能になり、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書や各種資料の共同利用、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能になります。

(6) 司書教諭を中心とした教職員間の協力

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。司書教諭が、学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制や校務分掌上の配慮など工夫が必要です。

(7) 学校司書の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施するなど、学校図書館サービスの改善・充実を図っていくことが大変有効です。

県の取組

① 発達段階に応じた図書の選び方の助言などを行います。

県立図書館は、幼稚園・保育所等の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言をし、市町村立図書館等に協力体制をとるよう働きかけます。

② 障害のある子どもの読書活動の充実を図ります。

県は、障害のある子どもが読書に親しめる環境を整備するため、関係機関と連携し、点字資料、大活字本、録音資料等の収集・提供に努めるとともに、読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、障害のある子どもの読書活動の充実を図っていきます。さらに、それらの推進を市町村に働きかけます。

③ ボランティアグループとのコーディネートに努めます。

県は、関係機関と連携しながら、ボランティア活動者の育成を支援するとともに、ボランティアグループと受入施設とのコーディネートや情報提供に努めます。

④ ボランティア同士及び関係機関との連携を図ります。

県は、ボランティアやボランティアグループ同士の広域的な連携を促進するとともに、関係機関や書店等、子どもの読書活動の推進に賛同する民間団体・企業の連携が図られていくよう努めます。

⑤ 学校図書館の蔵書の整備、データベース化を働きかけます。

県は、学校図書館の蔵書の整備や図書情報のデータベース化がより一層図られるよう県立学校や市町村教育委員会等に働きかけます。

⑥ 学校図書館と公立図書館等との連携を働きかけます。

県は、学校図書館と公立図書館等との情報交換、合同研修会などを通じて、読書活動の推進につながる交流や連携が行われるよう働きかけます。

⑦ 学校図書館の活用推進を図ります。

県は、「学校図書館シンポジウム」を開催し、学校図書館を取り巻く全ての関係者に対して、学校図書館に関する現状や課題等の情報共有を図る場を設定し、学校図書館の整備・充実に資する取組を推進します。

⑧ 学校司書の配置を働きかけます。

県は、学校司書の配置が進むよう市町村教育委員会等に働きかけます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

1 子どもの読書活動に関する啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日)及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。このため、県は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を更に広げていくために、地域、学校、図書館、企業や民間団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。

また、「読書週間」(10月27日～11月9日)、「あおもり冬の読書週間」(小寒から大寒を挟んで3週間)、子どもの読書活動推進大会においては、子どもの健やかな成長に対する本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、全県的な子どもの読書活動の推進を図る啓発活動を行います。

2 優れた取組に関する情報収集と情報提供

県は、学校、図書館等、民間団体における様々な取組に関する情報を収集するとともに、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努めていきます。

3 優良な図書の普及

優良な図書の普及を図ることは、地域における子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

このため、県では、青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成にとって特に有益であると認められる図書を推奨しています。また、関係機関、団体等と連携し、子どもの読書活動啓発小冊子を活用して乳幼児期からのお薦めの本の紹介等を行っています。

今後も、優良な図書を家庭・地域に紹介し、優良な図書が、幼稚園・保育所等、学校図書館、公立図書館等の子どもの身近なところに置かれ、いつでも触れることができるよう働きかけていきます。

第5章 計画の評価

1 計画の評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、数値目標を設定し評価します。

2 評価の指針と数値目標

本県における子どもの読書活動の推進に関する評価のための指針と数値目標は、次のとおりとします。

なお、数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要なと考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、市町村に対し、その達成を義務付けるものではありません。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する指針

[指針1-1] 保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期から子どもが本に触れることができる環境が整っているか。

《数値目標》 市町村におけるブックスタート実施率

[実施している市町村数 / 40市町村]

〈現状値〉 〈目標値〉

62.5%【H25】 → 75.0%【H30】 → 90%【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

[指針1-2] 子どもの不読率の改善に向けた取組が進んでいるか。

《数値目標》 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合

〈現状値〉 〈目標値〉

小学校	9.5%【H25】	→	11.3%【H30】	→	5.0%【R6】
中学校	22.7%【H25】	→	20.1%【H30】	→	11.5%【R6】
高等学校			43.6%【H30】	→	26.0%【R6】

○目標値設定の考え方：不読率の近年の状況と国の目標値を基に勘案した数値

※H25は全国学力・学習状況調査結果、H30は県青少年の意識に関する調査結果である。H25は高等学校について調査が実施されていないため、数値を記載していない。

※H26以降に全国学力・学習状況調査に本数値目標の調査項目が無くなったため、H30は県青少年の意識に関する調査の調査項目の数値とした。

※本数値はH25とH30の数値が違う調査のため参考として記載した。

(文部科学省による「全国学力・学習状況調査」)

(県環境生活部青少年・男女共同参画課による「青少年の意識に関する調査」)

[指針1-3] 市町村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

《数値目標》 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40市町村]

<現状値>

<目標値>

72.5%【H25】 → 77.5%【H30】 → 100%【R6】

○目標値設定の考え方：全市町村での策定完了

(文部科学省による『子供読書活動推進計画』策定状況調査)

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する指針

[指針2-1] 公立図書館等が利用されているか。

《数値目標》 公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数

[公立図書館等における児童書の貸出冊数/青森県の児童数(0~12歳)]

<現状値>

<目標値>

6.3冊【H25】 → 7.4冊【H29】 → 9.5冊【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

(県企画政策部統計分析課による「青森県人口移動統計調査」)

[指針2-2] 公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

《数値目標》 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40市町村]

<現状値>

<目標値>

72.5%【H25】 → 67.5%【H29】 → 100%【R6】

○目標値設定の考え方：全ての公立図書館等で実施

(県立図書館による『青森県の図書館』に係る調査)

[指針2-3] 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館図書標準の達成率 [達成学校数/県内全学校数]

		〈現状値〉		〈目標値〉	
小学校	31.8%【H24】	→	45.8%【H28】	→	70%【R6】
中学校	23.3%【H24】	→	36.3%【H28】	→	60%【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-4] 公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

《数値目標》 公立図書館等と連携する学校の割合

		〈現状値〉		〈目標値〉	
小学校	55.6%【H24】	→	56.3%【H28】	→	70%【R6】
中学校	14.5%【H24】	→	19.4%【H28】	→	30%【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-5] 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

《数値目標》 ボランティアと連携している学校の割合

		〈現状値〉		〈目標値〉	
小学校	65.5%【H24】	→	76.7%【H28】	→	90%【R6】
中学校	17.6%【H24】	→	15.6%【H28】	→	30%【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

[指針2-6] 学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率

		〈現状値〉		〈目標値〉	
小学校	54.7%【H24】	→	61.8%【H28】	→	75%【R6】
中学校	53.9%【H24】	→	53.1%【H28】	→	70%【R6】

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する指針

[指針3-1] 子どもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組が実施されているか。

《数値目標》 子どもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率

[実施している市町村数/40市町村]

<現状値> <目標値>

32.5%【H25】 → 60.0%【H30】 → **90%【R6】**

○目標値設定の考え方：近年の伸び率を基に勘案した数値

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

3 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、設定した数値目標について毎年度文部科学省や県立図書館が実施する調査等によって進捗状況を把握し、計画を着実に推進していくよう努めます。

〔資料編〕

1	県内公立図書館等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	5
3	図書館の設置及び運営上の望ましい基準・・・・・・・・	7
4	青森県子ども読書活動推進協議会設置要項・・・・・・・・	16
5	青森県子ども読書活動推進協議会委員・・・・・・・・	17

1 県内公立図書館等一覧

(1) 公立図書館

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 ※曜日等による 変更あり	休館日
	青森県立図書館	030-0184	青森市荒川藤戸119-7	017-739-4211	017-739-8353	9:00 ~ 19:00	毎月第4木曜、4/1、 奇数月第2水曜
1	青森市民図書館	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-776-2455	017-776-2400	9:00 ~ 20:00	毎月第2水曜
2	弘前市立弘前図書館	036-8356	弘前市下白銀町2-1	0172-32-3794	0172-36-8360	※ 9:30 ~ 19:00	毎月第3木曜
3	弘前市立岩木図書館	036-1313	弘前市賀田一丁目18-3	0172-82-1651	0172-82-5150	※ 9:30 ~ 19:00	毎週月曜
4	八戸市立図書館	031-0022	八戸市糠塚字下道2-1	0178-22-0266	0178-71-1312	※ 9:00 ~ 19:00	毎月末日
5	八戸市図書情報センター	039-1101	八戸市尻内町字館田1-1	0178-70-2600	0178-70-2601	※ 10:00 ~ 20:00	毎月末日
6	八戸市立南郷図書館	031-0111	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39-1	0178-60-8100	0178-60-8130	※ 9:00 ~ 19:00	毎月末日
7	五所川原市立図書館	037-0046	五所川原市字栄町119	0173-34-4334	0173-34-3256	※ 9:30 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第3木曜
8	伊藤忠吉記念図書館	037-0202	五所川原市金木町芦野345-12	0173-53-3049	0173-53-3049	9:30 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月第3木曜
9	五所川原市立図書館市浦分館	037-0401	五所川原市相内349-1	0173-35-2111	0173-62-2115	9:30 ~ 17:00	毎週土日曜
10	十和田市民図書館	034-0081	十和田市西十三番町2-18	0176-23-7808	0176-25-3838	9:00 ~ 20:00	第4木曜
11	三沢市立図書館	033-0031	三沢市桜町一丁目5-43	0176-53-6040	0176-53-9883	※ 9:00 ~ 20:00	毎月第1・3・5の 月曜、毎月末日
12	むつ市立図書館	035-0073	むつ市中央二丁目3-10	0175-28-3500	0175-28-3400	※ 9:00 ~ 19:00	毎月第4木曜
13	むつ市立図書館川内分館	039-5201	むつ市川内町楡木153	0175-42-3113	0175-42-4282	9:00 ~ 17:00	なし
14	むつ市立図書館大畑分館	039-4401	むつ市大畑町中島108-5	0175-34-2321	0175-34-2322	9:00 ~ 17:00	なし
15	むつ市立図書館脇野沢分館	039-5311	むつ市脇野沢渡向107-1	0175-44-2110	0175-44-3898	9:00 ~ 17:00	なし
16	つがる市立図書館	038-3107	つがる市柏稲盛幾世41 イオンモールつがる柏内	0173-25-3131	0173-25-3133	10:00 ~ 20:00	毎月最終月曜
17	平川市平賀図書館	036-0102	平川市光城二丁目30-1	0172-44-7665	0172-44-8780	9:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
18	平川市尾上図書館	036-0242	平川市猿賀字南田15-1	0172-57-5980	0172-57-3323	9:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
19	平内町立図書館	039-3321	平内町小湊字小湊79-3	017-755-2138	017-755-3954	9:00 ~ 17:00	毎月第2・4日曜
20	藤崎町図書館大夢	038-3802	藤崎町藤崎字中村井21-1	0172-75-2288	0172-89-7080	9:00 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月末日
21	板柳町民図書館	038-3661	板柳町福野田字実田11-7	0172-72-1161	0172-72-1801	9:00 ~ 17:00	毎週月曜
22	中泊町図書館	037-0305	中泊町中里字紅葉坂210	0173-69-1111	0173-69-1115	9:00 ~ 16:45	毎週月曜、 毎月第4木曜
23	野辺地町立図書館	039-3131	野辺地町字野辺地1-1	0175-64-2195	0175-72-8380	9:00 ~ 17:00	毎週月曜、 毎月末日
24	七戸中央図書館	039-2524	七戸町字寺裏22	0176-62-2119	0176-62-3044	※ 8:30 ~ 18:00	毎月第4木曜
25	六戸町立図書館	039-2371	六戸町犬落瀬字前谷地61	0176-55-4561	0176-55-5405	9:30 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第3日曜
26	横浜町民図書館	039-4141	横浜町字三保野57-8	0175-78-6100	0175-78-6112	9:15 ~ 17:00	毎週月曜
27	東北町立図書館	039-2401	東北町上野字上野191-1	0176-56-2261	0176-56-3689	9:15 ~ 18:00	毎週火曜
28	東北町立図書館乙供分室	039-2667	東北町字膳前48-1	0175-63-2741	0175-63-4051	※ 9:15 ~ 17:00	毎週火曜
29	六ヶ所村民図書館	039-3212	六ヶ所村尾駱字野附1-8	0175-72-3405	0175-72-3407	※ 9:30 ~ 19:00	毎週月曜
30	おいらせ町立図書館	039-2222	おいらせ町下前田145-1	0178-52-3900	0178-50-1022	※ 9:00 ~ 19:00	毎週月曜
31	三戸町立図書館	039-0141	三戸町川守田字関根20-1	0179-22-1731	0179-22-1606	10:00 ~ 18:00	毎週月曜、 毎月第4木曜
32	五戸町図書館	039-1558	五戸町字館1-1	0178-61-1040	0178-61-1039	※ 10:00 ~ 19:00	毎週月曜、 毎月末日
33	田子町立図書館	039-0201	田子町田子字天神堂向22-9	0179-20-7221	0179-20-7224	※ 10:00 ~ 18:00	毎週月・火曜、 毎月第4木曜

(平成31年4月1日現在)

祝日 開館	開館 日数 (H30)	蔵書冊数		30年度受入冊数		図書費	児童サービス等				学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事					No.
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	31年度予算 (千円)	児童 室	児童専用 カウンター	YA サービス	YA専用 コーナー	幼稚園 保育所	学校	学校 図書館		講演 会	講座	お話 会	映画 会	展 示	
有	330	951,590	70,033	20,985	4,355	48,449	○	○			○	○	○	○			22	24		
有	339	1,033,820	223,342	14,156	6,586	20,086	○	○	○	○	○	○	○	○			149	27	1	
有	337	524,260	115,271	13,003	4,871	15,916	○		○	○	○	○	○	○	1	2	101	24	2	
有	302	本館に含む		本館に含む		本館に含む	○		○	○		○		○		3	49	12	3	
有	330	460,807	94,098	15,521	3,240	21,350	○		○	○	○	○	○	○		1	5	11	4	
有	330	5,779	2,848	607	275	本館に含む			○	○		○		○			2	10	5	
有	329	65,307	22,483	3,352	982	本館に含む	○		○	○	○	○	○	○		1	55	28	6	
有	294	105,483	27,348	3,821	905	2,811	○	○	○	○	○	○	○	○		11	24	-	7	
無	283	32,291	4,010	603	119	本館に含む			○	○	○	○						-	8	
無	244	4,879	1,166	154	35	本館に含む			○		○	○							9	
有	341	184,628	63,245	7,780	2,367	11,771	○		○	○	○	○	○	○		1	5	12	10	
有	310	135,770	31,088	3,250	982	5,616	○	○	○	○	○	○	○	○		4	50	4	14	
有	340	164,996	35,309	4,201	1,075	4,800	○	○			○	○	○	○		2	49	4	12	
有	357	7,917	3,007	99	39	本館に含む													13	
有	357	9,117	1,995	137	46	本館に含む													14	
有	357	5,238	2,001	99	36	本館に含む													15	
有	349	95,121	22,983	4,616	921	3,800	○				○	○		○		12	64	26	16	
有	290	96,827	29,901	2,502	782	3,645	○		○	○	○	○		○			16	27	17	
有	295	45,088	12,344	1,212	298	本館に含む	○		○	○							12	12	18	
無	306	67,066	14,453	538	154	730	○				○	○		○				5	3	
有	292	64,733	19,770	1,538	644	909	○				○	○	○	○			22	1	26	
有	308	29,645	7,389	960	350	1,190	○					○	○	○			6	4	21	
無	277	64,556	19,449	1,640	267	1,600	○		○	○	○	○		○		1	61	5	22	
有	286	94,286	30,567	1,204	448	1,300	○		○	○	○	○	○	○	1	11	15	3	23	
無	328	34,685	10,693	653	334	500			○		○	○		○			2		24	
無	258	33,097	7,194	709	222	1,000	○		○		○	○		○			12	3	25	
有	306	28,370	7,350	460	241	300	○					○						12	26	
無	289	36,061	18,476	694	393	2,000	○				○	○	○	○			2		27	
無	289	28,154	本館に含む	636	287	本館に含む	○							○			12		28	
有	297	48,737	16,391	2,302	671	3,700	○		○		○	○	○	○			4	12	29	
有	300	66,924	24,862	1,674	524	1,330	○					○	○	○			25	12	30	
有	293	47,816	15,499	1,289	381	1,700	○	○	○	○	○	○					12		31	
有	296	112,213	28,666	2,495	599	2,460	○		○	○	○	○	○	○	1		12	2	32	
無	206	37,104	11,690	870	250	910	○		○	○	○	○	○	○			13	4	33	

(2) 公民館図書室等

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 ※曜日等による 変更あり
1	スポカルイン黒石図書コーナー	036-0316	黒石市ぐみの木3-65	0172-53-2188	0172-53-2188	9:00 ~ 18:00
2	黒石ほるぷ子ども館	036-0411	黒石市大字温湯字派15-2	0172-54-8070	0172-54-8070	10:15 ~ 17:00
3	今別町中央公民館(ふれあい文庫)	030-1502	今別町今別字今別166(今別77)	0174-35-2157 (0174-31-5140)	0174-35-3923 (0174-35-2450)	10:00 ~ 16:00
4	蓬田村ふるさと総合センター	030-1203	蓬田村郷沢字浜田136-76	0174-31-3111	0174-31-3112	8:15 ~ 17:00
5	外ヶ浜町中央公民館	030-1302	外ヶ浜町字蟹田中師宮本80-1	0174-22-3175	0174-22-3162	9:00 ~ 17:00
6	日本海拠点館あじがさわ	038-2761	鱒ヶ沢町舞戸町字北禿181	0173-72-5555	0173-72-7500	9:00 ~ 18:00
7	「太宰の宿」ふかうら文学館	038-2324	深浦町深浦字浜町134	0173-84-1070	0173-84-1070	8:30 ~ 17:00
8	西目屋村中央公民館	036-1411	西目屋村田代字稲元143	0172-85-2858	0172-85-3132	9:00 ~ 17:00
9	大鰐町中央公民館	038-0211	大鰐町大鰐字前田51-8	0172-48-3201	0172-48-3215	※ 9:00 ~ 18:00
10	田舎館村中央公民館	038-1121	田舎館村畑中字藤本159-1	0172-58-2250	0172-58-2394	8:15 ~ 17:00
11	鶴田町公民館	038-3503	鶴田町鶴田字沖津189-1	0173-22-2818	0173-22-2818	8:15 ~ 21:00
12	大間町立公民館	039-4601	大間町大間字大間91	0175-37-2103	0175-37-4661	現在閉館
13	東通村教育委員会	039-4292	東通村砂子又字沢内5-34	0175-27-2111	0175-27-3027	-
14	風間浦村中央公民館	039-4502	風間浦村易国間字大川目28-5	0175-35-2210	0175-35-2123	8:15 ~ 17:00
15	佐井村中央公民館	039-4711	佐井村佐井字糠森20	0175-38-4506	0175-38-4512	8:30 ~ 17:00
16	南部町立福地公民館	039-0802	南部町苦米地字下宿22-1	0178-84-2128	0178-84-2128	9:00 ~ 21:00
17	南部町立名川中学校図書室1階	039-0502	南部町下名久井字白山81	0178-76-3121	0178-76-3136	※ 10:00 ~ 19:00
18	階上町道仏公民館	039-1201	階上町道仏字横沢15-4	0178-89-2110	0178-89-2110	※ 9:00 ~ 17:00
19	ハートフルプラザ・はしかみ	039-1201	階上町道仏字天当平1-182	0178-88-2522	0178-88-3069	9:00 ~ 19:00
20	石鉢ふれあい交流館	039-1211	階上町蒼前東7丁目9-4	0178-80-1671	0178-80-1676	※ 9:00 ~ 19:00
21	新郷村教育委員会	039-1801	新郷村戸来字風呂前10	0178-78-2111	0178-78-3294	8:15 ~ 18:00
22	北通り総合文化センター「ウイング」	039-4601	大間町大間字内山48-164	0175-32-1111	0175-37-5110	9:00 ~ 17:00

(平成31年4月1日現在)

休館日	祝日 開館	蔵書冊数		30年度受入冊数		図書費	児童サービス等		学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事				No.
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	31年度予算 (千円)	児 童 室	YA サ ー ビ ス	幼 稚 園 保 育 所	学 校	学 校 図 書 館		講 演 会	講 座	お 話 会	展 示	
毎週月曜	有	44,785	9,392	1,989	379	750	○		○	○		○			34	1	
毎月第1・3・5日曜、 毎月第2・4月曜、 毎月末日	無	10,411	10,546	292	292	120			○	○		○			8	2	
毎週火曜	有	6,195	1,542	108	2	50	○									3	
毎週土・日曜	無	7,000	654	110	23	150	○					○				4	
毎週月曜	有	7,986	984	114	5	11	○					○		23	1	5	
毎週月・火曜、 第4木曜 (図書コーナーのみ)	無	25,347	-	-	116	300	○		○	○						12	6
毎週月曜 (11月～3月)	有	13,228	5,179	366	72	250	○			○							7
	有	4,324	660	38	0	33											8
毎週月曜	有	9,146	1,713	368	68	500					○	○					9
毎週土・日曜	無	17,755	1,295	423	74	500						○			-		10
	有	9,143	-	89	-	200	○		○	○		○			7		11
																	12
																	13
毎週土・日曜	無	-	-	-	-	0					○						14
毎週土・日曜	無	11,704	-	-	-	0											15
第3日曜	無	7,591	0	74	0	108											16
毎週月曜	有	29,337	9,441	790	152	717	○					○			12		17
毎週日曜	無	5,579	-	285	109	300											18
	有	10,620	-	286	115	300	○										19
	有	5,638	-	306	149	300											20
	有	12,793	1,288	75	0	50											21
毎週月曜	無	24,381	7,640	445	185	700	○										22

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体

制の構築に努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作

成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及

び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・

- 青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために

必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二)職員の研修

① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア資料の紹介、提供に関すること

イ情報サービスに関すること

ウ図書館資料の保存に関すること

エ郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ図書館の職員の研修に関すること

カその他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア研修

イ調査研究

ウ市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備

イ高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

4 青森県子ども読書活動推進協議会設置要項

(設置)

第1条 「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、関係者等で構成する青森県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、11人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- ① 子どもの保護者
- ② 学校図書館関係者（小学校）
- ③ 学校図書館関係者（中学校）
- ④ 学校図書館関係者（高等学校）
- ⑤ 市町村立図書館関係者
- ⑥ 公民館（図書室等）関係者
- ⑦ 幼稚園・保育所関係者
- ⑧ 書籍販売業関係者
- ⑨ 読書活動グループ・NPO等関係者
- ⑩ 母子福祉（ブックスタート等）関係者
- ⑪ 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱した日から令和2年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置くことができる。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(招集)

第4条 推進協議会の会議は、教育長が招集する。

(オブザーバー)

第5条 推進協議会の会議には、必要に応じて県の関係部局からオブザーバーを招集することができる。

(専門委員会)

第6条 推進協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、推進協議会の協議事項の原案を作成する。

3 専門委員会は、推進協議会の会長が指名する委員及びオブザーバーをもって構成する。

4 専門委員会の委員長は、推進協議会の会長が指名する。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、青森県教育庁生涯学習課において掌理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月31日から施行する。

5 青森県子ども読書活動推進協議会委員

(1) 青森県子ども読書活動推進協議会

(任期：令和元年7月23日～令和2年3月31日)

番号	職名	氏名	備考
1	青森県PTA連合会 理事	棚内 伸治	
2	青森県学校図書館協議会 副会長	種市 成克	
3	青森県学校図書館協議会 会長	高橋 光夫	副会長
4	青森県学校図書館協議会 副会長	吉田 繁徳	
5	むつ市教育委員会 副理事 図書館長事務取扱	櫻井 忍	
6	青森県私立幼稚園連合会 監事 (聖ヤコブ幼稚園 園長)	長尾 晶子	
7	青森県書店商業組合 理事長	成田 耕造	
8	八戸おはなしの会紙風船 代表	松本 亜矢子	
9	横浜町健康福祉課 主任保健師	長谷川 あゆみ	
10	青森大学社会学部 教授	秋田 敏博	会長

オブザーバー

1	環境生活部 青少年・男女共同参画課 副参事(グループマネージャー)	齋藤 桂一	
2	健康福祉部 こどもみらい課 副参事(グループマネージャー)	三上 総一郎	
3	教育庁学校教育課 指導主事	舘山 知昭	
4	青森県立図書館 主幹	三上 由起子	

(2) 専門委員会

番号	職名	氏名	備考
1	青森県学校図書館協議会 会長	高橋 光夫	委員長
2	むつ市教育委員会 副理事 図書館長事務取扱	櫻井 忍	
3	青森県私立幼稚園連合会 監事 (聖ヤコブ幼稚園 園長)	長尾 晶子	
4	青森大学社会学部 教授	秋田 敏博	
5	環境生活部 青少年・男女共同参画課 副参事(グループマネージャー)	齋藤 桂一	
6	健康福祉部 こどもみらい課 副参事(グループマネージャー)	三上 総一郎	
7	教育庁学校教育課 指導主事	舘山 知昭	
8	青森県立図書館 主幹	三上 由起子	

